在計画NEVS



一般社団法人 全国浄化槽団体連合会









●令和4年 新年のご挨拶	1
●令和4年 全浄連 上田会長 年頭所感	2
●令和4年 国会議員・行政機関・団体 年頭所感 ····································	4
●令和4年度予算編成へ自・公が決議書(自民・公明) 1 宅内配管工事費助成や省エネ化事業拡充	9
●令和4年度浄化槽推進関係予算に86億円2	1
●浄化槽フォーラムに一般市民ら436名 (環境省) · · · · · · 2 宮下宗一郎むつ市長交え講演・意見交換	6
●森林湖沼環境税 5 年間延長の方針 (茨城県) 2	8
●第36回「浄化槽の日」標語の募集要領 (「浄化槽の日」実行委員会) · · · · · · · 2	9
●全浄連・会務報告/全浄連関係機関・団体との会議等報告 3	0

新年おめでとうございます

今 年 も どうぞ宜しくお願い申し上げます

令和4年 元旦



一般社団法人 全国浄化槽団体連合会

命和4年 年頭所感



2022年頭所感

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会 会 長 **上 田 勝 朗**

新年あけましておめでとうございます。 年頭にあたり、謹んでご挨拶申し上げます。 まず、新型コロナウイルス感染症でお亡く なりになった方々に対し、謹んで哀悼の意を 表するとともに、そのご家族、不安の中で大 変辛い思いをされておられる皆様に対して、 心からお見舞いを申しあげたいと思います。

さて、我が国の汚水処理人口普及率は皆様 方のご努力もあり、およそ91%まで進捗し て参りました。しかしながら残りの9%、約 1,100万人もの方々は未だ未処理の生活雑排 水を垂れ流しており、水環境に大きな負荷を かけ続けております。汚水処理が未整備の地 域の多くは集落が点在する僻地が中心であり 費用対効果を考えたとき、公共下水道ではな く浄化槽の普及によって改善を図っていかな ければなりません。

昨年は、自民党浄化槽推進議員連盟と公明

党浄化槽整備推進議員懇話会へ令和4年度浄化槽推進関係予算編成にあたり、当連合会として6項目の要望書を提出し、それを受け自民党議連と公明党議員懇話会から財務省及び環境省に対し決議文が提出、説明されました。

今回の要望におきましては、「単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進」を柱として、「カーボンニュートラル浄化槽システム構築へ向けた二酸化炭素排出抑制対策補助事業の継続」「浄化槽整備区域における浄化槽の推進と積極的な浄化槽処理促進区域の指定」「浄化槽を活用した防災拠点トイレシステムの積極的な導入推進」「浄化槽維持管理の向上に取り組む自治体への支援の推進」「浄化槽設備士の工事施工技術水準の向上」など森里川海の循環力を支える浄化槽に大きく舵を切るべく、これらの重要課題に積極的に取り組んでまいる所存でございます。

また、これらを解決し、浄化槽の普及整備を促進させるためにも、浄化槽法定検査の受検率アップ、官民一体となった浄化槽台帳基盤の整備とともに、浄化槽の役割への理解を広めるため、浄化槽トップセミナーなどの政策決定に携わる市町村長、議会議員及び市民を対象にした普及啓発に、積極的に取り組んでまいります。

さらに、これからは、低炭素社会、循環型 社会そして自然共生社会の構築が大切だと言 われています。浄化槽も平成22年度より低 炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に取り組 み、小型浄化槽分野におけるCO2削減に貢献 しています。しかし、大型浄化槽については 低炭素化が遅れているため、環境省は平成 29年度より、既設の101人槽以上の大型浄化 槽の機械設備を省エネ改修することにより、 温室効果ガスの排出制限とともに長寿命化 を図るため、初年度10億円の予算を計上し、 本年度も全浄連を執行団体として、51人槽 以上の既設合併処理浄化槽のCO2排出抑制省 エネ化を図る事業に取り組んでいるところで す。今後は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、浄化槽分野においても脱炭素化の一層の取組が期待されており、再エネで動く省エネ型浄化槽の普及に向け、本事業の活躍がますます期待されるところでございます。

皆様におかれましても本年が素晴らしい一年になりますことを心からお祈りしております。

本年もどうぞ宜しくお願い致します。

令和4年1月1日

一般社団法人全国浄化槽団体連合会

会 長 上 田 勝 朗





年頭所感

環境大臣兼内閣府原子力防災担当大臣

明けましておめでとうございます。新たな年を迎え、環境行政に対する国民の皆様の御期待に応えられるよう決意を新たにし、御挨拶を申し上げます。

昨年10~11月に、岸田総理や私が参加した 英国・グラスゴーの気候変動COP26は、歴史 的なCOPと評価して良いと思います。特に、市 場メカニズムの実施ルールについては、我が 国が行った提案がベースとなり合意が成立し ました。また、途上国を支援する資金、各国 の削減努力の透明性に関する議論にも、大き く貢献しました。我が国の提案は、環境省な どが長きにわたって蓄えてきた経験がベース となって実現できたものです。今回の COP の 結果は、世界全体が、1.5度目標の達成に向け、 脱炭素化をより本格的に実行する段階に入っ たことを意味します。いよいよ世界全体での 巨大な脱炭素市場が誕生し、カーボンニュー トラルに向けた競争が加速化することになり ます。

我が国は、COP 26 の開催より前に、2050年までのカーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス46%削減の実現を目指し、50%の高みに向けた挑戦を続けることを表明していました。2050年カーボンニュートラルの実現に向け、2030年までが「勝負の10年」となり

ます。そのために、10月に閣議決定した地球 温暖化対策計画において行程を示したところ です。

今年は、「地域脱炭素元年」として、脱炭素 社会への移行に全力を尽くします。パリ協定 の実施ルールが決まった今、残るは実践です。 デジタルを含む脱炭素技術の更なるイノベー ションを推進するとともに、再生可能エネル ギーなどの地域資源を徹底活用したグリーン 社会を実現することで、「科学技術立国」「地 方活性化」に貢献したいと思います。具体的 には、1月から、脱炭素先行地域の募集を始 めます。先行地域の実現に向け、補正と当初 予算案において、脱炭素地域づくり関係で、 新たな地域脱炭素移行・再エネ推進交付金と 新たな財政投融資の創設など、合計1,000億 円以上を重点配分しました。これは東日本大 震災復興特別会計関係を除く、環境省の当初 予算の約1/3の規模です。先行地域から、脱 炭素ドミノを起こし、全国の脱炭素化を進め ます。そのために、私、副大臣、政務官が率 先して、地域脱炭素に向けた全国行脚をする 決意です。

更に、CO2削減や食品ロス・使い捨てプラスチック削減等をはじめとした環境配慮行動に対するポイント付与の仕組みづくりの創出への支援による、社会全体の行動変容を後押しします。カーボンプライシングについても、産業界の意見も良く聞きながら、引き続き検討を進めてまいります。

循環経済と分散型自然共生社会に向けた移行にも取り組みます。循環経済関連ビジネス市場規模80兆円以上、陸・海の30%の保全(30 by 30)に向けて集中的な取組を進めてまい

ります。

環境外交も強化します。COP26で合意したルールを踏まえ、二国間クレジット制度を活用して、世界の脱炭素市場に日本の優れたソリューションを展開してまいります。さらに、今年の生物多様性COP15や海洋プラスチックごみに対処する新たな国際的枠組みづくりにも、環境省が蓄えてきた知見を十分に活かして、主導的な役割を果たしてまいります。

また、環境省の不変の原点である公害健康 被害の救済・補償や、軽石を含む海岸漂着物 対策など、人の命と環境を守る取組を着実に 進めてまいります。

今後も東日本大震災・原発事故からの復興・再生に向けては、今年度中に除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入を概ね完了させるなど除染等の事業の着実な実施に加え、福島県内の除去土壌等の2045年までの県外最終処分に向けて、再生利用等に関する全国での理解醸成活動を更に展開するとともに、福島の復興を一層進めるため未来志向の取組を展開します。

原子力防災に関しては、地元住民の安全・安心にとって重要であり、その備えに「終わり」や「完璧」はありません。引き続き、関係自治体や関係省庁と緊密に連携して、各地域の原子力防災体制の更なる充実・強化に取り組んでまいります。

最後に、持続可能な社会は、様々な関係者のご理解とご協力無くしては実現できません。 今年も関係者の皆様のますますのご健勝を祈 念いたしますとともに、心を合わせて政策を 進めてまいりたいと思います。



年頭所感

国土交通大臣

斉 藤 鉄 夫

令和4年という新年を迎え、謹んで新春の御 挨拶を申し上げます。

一般社団法人全国浄化槽団体連合会並びに 会員の皆様におかれましては、平素より合併 処理浄化槽の普及促進をはじめ、国土交通行 政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝 申し上げます。

一昨年からの新型コロナウイルス感染拡大は、依然として我が国の社会経済や国民生活へ甚大な影響をもたらしております。引き続き感染防止対策を行いつつ、通常に近い社会経済活動と国民の皆様が安心して暮らせる日常を取り戻すため、政府一丸となって全力で取り組んでまいります。

現在、我が国は新型コロナウイルス対策に加え、激甚化・頻発化する豪雨災害、切迫化する大規模地震、いつ起こるか分からない火山災害など、多くの課題に直面しており、それらから国民の命と暮らしを守ることは国の重大な責務と認識しております。

こうした中、浄化槽に期待される役割は非常に大きく、公衆衛生上の観点においては、 生活排水の適正な処理による我が国の優れた 水環境の保全という役割を担うとともに、災 害等の発生時においても、避難所の生活排水

の処理などに当たって、被災者の生活を支えるインフラとして不可欠なものとなっております。

皆様が一丸となって浄化槽の普及・発展に 積極的に取り組まれ、多大な成果をあげて来 られたことに、改めて敬意を表します。

国土交通省といたしましては、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を推進するとともに、ウィズ・コロナ時代における新たな生活様式の浸透に向けた取組の必要性等を踏まえつつ、豊かな国民生活の実現を目指し、国民の皆様と丁寧に、そして誠実に対話し、小さな声ひとつひとつをよく聞き、真摯に受け止めるとともに、現

場を持つ強み・技術力を活かして、施策の立案・ 実行に全力で取り組んでまいります。

また、令和元年6月に改正された浄化槽法の的確な運用により、浄化槽の性能向上や、適正な浄化槽設置の確保を図るとともに、それを支える建設業がより魅力的な産業となるよう、新・担い手3法を踏まえた「働き方改革」や、建設キャリアアップシステムの活用促進、i-Constructionの推進などに取り組んで参ります。

今後も、新型コロナウイルス感染拡大防止 と経済再生の両立を図っていくという、難し い舵取りが求められますが、皆様には、浄化 槽業界のリーダーとして、より一層御活躍い ただきますよう期待申し上げます。





年頭所感

自由民主党 浄化槽推進議員連盟 会長**給木俊** —

新年明けましておめでとうございます。皆様にはお健やかに初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

私は昨年10月の衆議院選挙後の組閣におきまして、財務大臣に任命されました。お引き受けした以上は最善の努力をもって力を尽くして参ります。

昨年は新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、皆様方も経済縮小の影響など様々ご苦労の多かったことと存じお見舞い申し上げます。

さて、我が国の汚水処理人口普及率は皆様方のご努力もあり、およそ91%まで進捗して参りました。しかしながら残りの9%、約1,100万人もの方々は未だ未処理の生活雑排水を垂れ流しており、水環境に大きな負荷をかけ続けております。汚水処理が未整備の地域の多くは集落が点在する僻地が中心であり費用対効果を考えたとき、公共下水道ではなく浄化槽の普及によって改善を図っていかなければなりません。

汚水処理人口普及率は向上して参りましたが、内容を見てみると現在も単独処理浄化槽が約375万基も残存しているとともにメンテナンスに関しても11条法定検査の受検率が40%台に止まっている現状にあります。

このような状況に対応するために、行政への

緊急性の高い特定既存単独処理浄化槽の合併処 理浄化槽への転換指導権限の付与、市町村によ る浄化槽処理促進区域の指定や公共浄化槽の計 画策定制度の創設、行政による浄化槽台帳シス テムの整備義務づけ等を内容とする改正浄化槽 法が令和2年4月に施行されました。新たな浄 化槽法の下、我々自由民主党浄化槽推進議員連 盟は、これらの課題に対応するため、昨年11 月に、「くみ取り便槽を合併処理浄化槽に転換 する際の宅内配管工事や撤去工事に要する費用 への助成などの浄化槽整備に対する財政支援拡 充」「省エネルギー改修や再生可能エネルギー の活用に対する支援」「維持管理も含めた浄化 槽管理者の負担軽減や維持管理向上に取り組む 市町村に対する支援」「防災拠点となる公共施 設での単独転換を始めとした浄化槽整備の推進 とともに、浄化槽に係る官民連携による国際展 開の促進」「行政担当者、指定検査員への研修 機会の確保、浄化槽設備士の技術向上に向けた 研修機会の確保を図るための必要な措置」「都 道府県構想の見直しによる浄化槽整備区域の拡 大や、生活排水処理施設整備の10年概成目標 を達成するために必要な予算額の確保」の6項 目を決議し、これらの方針に沿った取組みを強 力に後押しすべく、財務大臣及び環境大臣に対 し、決議文を提出いたしました。私も議連会長 と財務大臣、両方の立場として施策面、予算面 の両面からこれらを全力でサポートしてまいり たいと存じます。

今後とも、浄化槽業界の皆様方のご意見、 ご要望を受け止め、議連の先生方と共に、浄 化槽の整備を強力に推進し、我が国の水環境 の保全を図って参りたいと考えております。

本年はコロナ禍が収束し皆様方にとりましてご多幸の年となりますよう心より祈念し新年のご挨拶といたします。



令和4年の 年頭に当たって

公明党 浄化槽整備推進議員懇話会 会長**秋野公造**

新年明けましておめでとうございます。

上田勝朗会長はじめ一般社団法人全国浄化 槽団体連合会の皆様におかれましては、素晴 らしい新春をお迎えのこととお慶びを申し上 げます。

また、日頃より全国において公明党に対してあたたかいご指導を賜っておりますことに心から御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により、私たちの生活は制限を受け、変化を余儀なくされております。そうした中にあっても、全浄連の皆様には浄化槽の適切な設置や維持管理を継続して実施していただいております。浄化槽の整備や維持管理は、地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上のために必要不可欠なものであり、厳しいコロナ禍にあっても、私たちの暮らしを守るために、業務を継続していただいていることに深く敬意を表するものであります。

現在、我が国の汚水処理人口普及率は、約92.1%となっておりますが、地方を中心に未だ約1,000万人の方々が汚水処理施設を必要としています。効率的かつ持続的な汚水処理施設を構築するための都道府県構想の見直しが全国で進んでおり、下水道や集落排水などの集合処理から、個別処理の浄化槽に切り替え

て汚水処理施設の早期整備を目指していく市 町村の動きが顕著に現れております。

また、国際的にも未処理排水を2030年まで に半減させるという「国連の持続可能な開発 目標」が合意され、国内における汚水処理未 普及対策を急ぐと同時に、日本の浄化槽の海 外展開も活発になってきました。

このような背景の中で、各党の皆様にも広く御理解をいただいて、議員立法により成立した改正浄化槽法が、令和2年4月1日より施行されています。この改正法においては、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換、浄化槽台帳等を通じた管理の向上等の措置が盛り込まれています。

さらに、2050年カーボンニュートラル宣言や2030年度までの温室効果ガス46%削減目標が定められ、浄化槽も更なる省エネ化を進めるとともに再生可能エネルギーの導入により、脱炭素化に積極的に貢献していくことが求められております。

昨年も全国各地で数多くの災害が起こりました。優れた浄水処理能力を有する浄化槽は、災害に強く、地方財政にも優しい汚水処理施設です。だからこそ、水環境保全のみならず、国土強靱化の観点からも地方創生の観点からも推進が大きく期待されており、特に、国土強靭化の観点から全国の公共施設や指定避難所等に浄化槽を設置する必要があります。

昨年度、統計上初めて、単独処理浄化槽の 基数を合併処理浄化槽が上回りましたが、未 だに375万基もの単独処理浄化槽が残存して おり、引き続き合併処理浄化槽への転換を強 力に進めていく必要があります。また、法定 検査の受検率は、年々向上しているものの約 40%にとどまり、浄化槽台帳の整備を通じた 法定検査の受検率や維持管理の向上が求めら

れております。

今般、「公明党浄化槽整備推進議員懇話会」として全浄連の皆様方とこれらの課題に関する協議を重ね、昨年度も、8項目からなる「令和3年度浄化槽整備事業予算編成に向けた決議」をとりまとめ、上田会長とともに、政府に対して申し入れを行うなど強力に働きかけを行ってまいりました。

これまで毎年度要請を行ってきた積み重ね もあり、助成率を嵩上げする環境配慮・防災 まちづくり浄化槽整備推進事業の創設や単独 処理浄化槽の転換に伴う宅内配管工事の助成 制度の創設、浄化槽台帳システムの整備にか かる助成等を実現することができました。

何より、先般の令和3年度補正予算より、く み取り便槽から合併処理浄化槽への転換に関 する宅内配管工事についても初めて助成対象 に追加されました。

さらに、行政の関与により適切な管理が図られる個人設置の浄化槽を対象として長寿命化計画に基づき計画的な改築修繕を行う事業に対しても新たに助成対象とする等、財政支援を充実強化することができました。

これらの政策を通じて、国民の皆様が快適 に暮らせるよう、全浄連の皆様とともに浄化 槽による汚水処理対策を全力で推進してまい る決意です。

結びに、全浄連の皆様の益々の御発展と御健勝・御活躍をお祈りし、変わらぬご指導ご鞭撻をお願い申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。



年頭所感

環境省 環境再生·資源循環局 局長室石泰弘

令和4年の新春を迎えるにあたり、謹んで新 年の御挨拶を申し上げます。

昨年も、世界は新型コロナウイルス感染症との戦いの一年でした。その中にあって、廃棄物処理業は、政府の方針において、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務とされています。困難な状況下でも業務を継続いただいている関係者の皆様に、改めて感謝申し上げます。環境省では、引き続き安定的な廃棄物処理の継続に支障が生じないよう必要な対策を講じてまいります。

また、昨年も全国各地で災害が発生しました。被災された方々に心より御見舞いを申し上げます。環境省では、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑に進むようきめ細かく対応し、被災地の皆様の生活再建が迅速に進むよう、引き続き全力で支援してまいります。浄化槽は、災害に強く、設置費用が安価で設置期間も短いというセールスポイントを持つ優れた汚水処理システムです。令和2年に施行された改正浄化槽法に基づき、今後とも単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換と、管理強化に努めてまいります。

環境省は、「脱炭素社会への移行」、「循環経済への移行」、「分散型社会への移行」という3つの移行を通じた、経済社会のリデザイン(再設計)を強力に進めています。

循環経済への移行の中で、特にプラスチックは、海洋ごみの問題、脱炭素の観点から優先的な取組が必要です。昨年6月、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が成立しました。法の趣旨に則り、プラスチック製品の設計から廃棄物処理段階に至るまで、ライフサイクル全般であらゆる主体の取組が進むよう、事業者や消費者への情報発信もしっかり行いながら、今年4月1日の施行に向けた準備を進めてまいります。

また、昨年8月には、中央環境審議会循環型 社会部会において、「廃棄物・資源循環分野に おける2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向 けた中長期シナリオ(案)」を議論いただきま した。シナリオ案からは、3R + Renewable の 徹底と、処理により発生した温室効果ガスの分 離・貯留・有効利用等を通じて、2050年におい て、この分野での実質ゼロ、さらには実質マイ ナスを実現できる可能性があることがわかった 一方、今までの延長線上の対策では不十分とい う課題も明らかとなりました。合わせて、地域 の防災・エネルギー拠点化、人口減少社会への 対応などの産業・人口構造の変化を見据えるこ とも必要です。関係者が一丸となって野心的に 取り組み、課題を乗り越えるイノベーションを 創出していく必要があります。

さらに、廃棄物処理の問題は、各国共通の課題です。日本の優れた技術や制度の発信・普及を今後とも推し進め、廃棄物発電や浄化槽等の海外展開を図り、世界の循環型社会の構築と脱炭素化に貢献してまいります。

東日本大震災からの復興・再生については、 環境省にとって最重要の課題の一つであり、 引き続き、中間貯蔵施設事業、汚染廃棄物処理、 復興拠点事業、除去土壌の再生利用実証事業 等を着実に実施するとともに、県外最終処分 に向けて再生利用等に関する全国での理解醸成活動を更に展開するなど、環境再生に取り組みます。また、福島の復興を一層進めるため、未来志向の環境施策も推進してまいります。

今後とも、環境行政の一層の推進のため、 御支援、御協力を賜りますようお願い申し上 げます。



年頭所感

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室

室長山 本泰生

新年明けましておめでとうございます。

皆様には平素より浄化槽行政の推進に御理 解、御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

世界中が新型コロナウイルスという未曾有の 事態に直面している中、浄化槽の整備や維持管 理は、生活環境の保全や公衆衛生の向上に必要 不可欠なものであり、厳しい環境下においても、 こうした業務を継続していただいている皆様に 対して改めて感謝申し上げます。

我が国の汚水処理人口普及率は、90%を超える水準となっておりますが、未だに約1,000万人の方々が汚水処理施設を利用できない状況にあります。こうした未普及地域の多くは人口密度が低い中山間地域であることから、このような地域の特性を踏まえ、未普及の状態を早期に効率的に解消し、水環境の保全を推進していくことが重要です。

浄化槽は、地域の皆様方の力で整備・維持管理が行われることで地域活性化にも大きく貢献

し、未普及地域における効率的・経済的な汚水 処理施設として、今後その役割はますます大き くなっていくものと考えております。

現在、国土交通省、農林水産省、環境省の3省で連携し、持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しを都道府県、市町村に対して要請しており、政府一丸となって汚水処理施設の早期概成に取り組んでおります。

昨年度、統計上初めて、単独処理浄化槽の基数を合併処理浄化槽が上回りましたが、未だに375万基もの単独処理浄化槽が残存しているとされており、引き続き単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を強力に進めていく必要があります。また、法定検査の受検率は、年々向上しているものの約40%にとどまり、浄化槽台帳の整備を通じた法定検査の受検率の向上と浄化槽の管理の指導強化向上をさせる必要性が増してきております。

このような背景の中で、各党の国会議員の皆様にも広く御理解をいただいて、議員立法により成立した改正浄化槽法が、令和2年4月1日より施行されています。この改正法においては、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換、浄化槽台帳等を通じた管理の向上等の措置が盛り込まれています。

また、2050年カーボンニュートラル宣言や2030年度までの温室効果ガス46%削減目標を受けて、浄化槽分野においても省エネ化の更なる推進や再生可能エネルギー導入等の脱炭素化の一層の取組を進めていく必要があります。

予算制度においても、単独処理浄化槽の転換については、令和元年度より、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換に関する宅内配管工事への助成を行っているところですが、令和3年度補正予算より、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に関する宅内配管工事について

も助成制度が設けられたところです。あわせて、 管理の適正化・効率化を図っていくために、公 共浄化槽制度や法定協議会等を通じた効率的な 維持管理及び費用低減のための一括契約等に必 要なシステム構築や、浄化槽の適切な使用や維 持管理に係る設置者向けの講習会・説明会等に 対する助成のほか、行政の関与により適切・効 率的な管理が図られる個人設置の浄化槽を対象 として長寿命化計画に基づき計画的な改築修繕 を行う事業に対しても助成を行う等、財政支援 を充実強化しているところです。

今後は、市町村の皆様にこれらの助成制度を 積極的に活用していただきたいと考えておりま す。一部の都道府県においては単独転換に関す る市町村への財政支援にすでに取り組まれてい るところもありますが、単独処理浄化槽の転換 をさらに進めるように都道府県や市町村とも連 携して取り組んでいく必要があります。

また、浄化槽台帳については、これまで地域 ごとに取り組まれていたところですが、改正法 により、設置情報のみならず管理情報を統合し た浄化槽台帳システムの整備を進めていく必要 があります。環境省としても、地域ごとに台帳 システムの整備が進むように支援を行うととも に、将来的にはビッグデータ管理を行うことも 目標に取組を進めてまいります。

環境省といたしましては、よりよい環境を次世代に引き継いでいくため、改正浄化槽法の施行と予算制度を両輪として取り組み、地方公共団体や浄化槽関係者の皆様と手を携えて浄化槽による汚水処理対策や管理の向上を進めてまいりたいと考えておりますので、本年も御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様のますますの御健勝と御発展を 心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせて いただきます。



令和4年の 年頭にあたって

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 課 長 鎌 原 官 文

新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。一般社団法人全国浄化槽団体連合会並びに会員の皆様方におかれましては、平素より合併処理浄化槽の普及促進をはじめ、国土交通行政の推進に特段のご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と建設工事継続の両立を図られている建設業関係者の皆様に心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、我が国の優れた水環境を保全するためには、生活排水の適正な処理による水質保全が非常に重要な役割を果たしています。皆様が一丸となって浄化槽の普及・発展に積極的に取り組まれ、多大な成果をあげて来られたことに敬意を表します。浄化槽は生活を支えるインフラとして大きな役割を担うとともに、環境への配慮がさらに求められる中で新たなまちづくりを支える社会基盤として、大いに期待されているところです。

国土交通省といたしましては、戦略的・計画的な社会資本整備を実現するとともに、建設産業の人材確保・育成等を図るためには、安定的・持続的な公共投資の見通しが必要となります。一昨年は事業規模15兆円の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が決定されたところですが、引き続き、必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な

確保に向けて全力を尽くしてまいります。

また、令和元年6月に改正された浄化槽法の的確な運用により、浄化槽の性能向上や、適正な浄化槽設置の確保を図るとともに、それを支える建設業が将来にわたって持続的に活躍でき、より魅力的な産業となるよう、新・担い手3法を踏まえた「働き方改革」と「生産性向上」の実現を図るための適正な工期の確保、平準化や、建設キャリアアップシステムの活用促進、i-Constructionの推進などに取り組んで参ります。

皆様には、今後もこうした取組に御理解と 御協力をいただきますよう、お願い申し上げ ますとともに、今後も、新型コロナウイルス 感染拡大防止と経済再生の両立を図っていく という、難しい舵取りが求められますが、浄 化槽業界のリーダーとして、より一層御活躍 いただきますよう期待申し上げます。結びに、 浄化槽関体連合会及び会員の皆様の益々のご 活躍とご健勝を心より祈念しまして、新年の 挨拶とさせていただきます。



年頭所感

国土交通省 住宅局

局長淡 野 博 久

令和4年の年頭にあたり、謹んで新春の御 挨拶を申し上げます。皆様方には日頃から国 土交通行政、とりわけ住宅・建築行政の推進 にあたり御支援・御協力を賜り、感謝申し上

げます。

まず、昨年は、令和3年7月1日からの大雨をはじめとして、複数の自然災害がありました。これらの災害により亡くなられた方々に対して謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

住宅は、国民生活を支える「暮らしの基盤」であり、また経済の波及効果が大きく、内需を牽引する重要な役割を担っています。一方で、コロナ禍のもと、国民の生活観や生活環境は変化してきており、今後も、社会経済情勢等の変化に応じ、国民の多様なニーズに応じ柔軟に選択できる住まいを提供することが求められております。

昨年11月19日に閣議決定された新たな経済 対策においては、住宅局関係では「脱炭素化 に向けた住宅・建築物の省エネ対策」及び岸 田総理の所信表明演説でも述べられた「子育 て世帯への住居費支援」といった施策が盛り 込まれました。

こうした動きも踏まえ、令和4年度税制改正において、住宅ローン減税については、適用期限を4年間延長した上で、控除率を0.7%に、控除期間を13年として子育て世帯等中間層に対する支援を充実させるとともに、借入限度額の上乗せにより環境性能等の優れた住宅への誘導機能を強化しました。また、令和3年度補正予算においては、子育て世帯・若者夫婦による省エネ住宅取得等に対する支援制度の創設等に必要な予算を計上したところです。

また、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、2050年にはストックの平均でZEH・ZEB水準、2030年度以降は新築すべてにおいてZEH・ZEB水準の省エネ性能を確保すべく、

2025年度までに全ての建築物について省エネ 基準を適合義務化するとともに、木造建築物 に係る建築基準の合理化などを措置するため の法案提出を目指すこととしています。さら に、令和4年度予算案等に基づき、ZEH等の普 及や既存ストックの省エネ化を加速するとと もに、炭素貯蔵・固定化に資する建築物にお ける木材利用促進に向け、中高層木造建築物 の普及、大工技能者や設計者の育成等を進め てまいります。

今後、世帯数の減少等が見込まれる中、社会全体として住宅関連の投資余力が旺盛な間に建替え・改修などを通じ将来世代に承継できる良質な住宅ストックの形成を進めておく必要があると考えております。また、若年世帯の居住水準の向上及び住居費負担の軽減が求められる中、低廉で良質な既存住宅を若年世帯が取得できる環境の整備も喫緊の課題となっています。

このため、まずは、耐震性や省エネルギー性能、バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えへの支援を通じて、住宅ストック全体の「質」の向上に努めてまいります。

また、既存住宅流通の活性化により、多世代にわたって良質な住宅が引き継がれるよう、昨年5月に成立した改正長期優良住宅法等に基づき、長期優良住宅の普及促進や円滑な住宅の取引環境を整備してまいります。さらに、安心R住宅や住宅瑕疵担保責任保険、インスペクション等の更なる普及を通じて、既存住宅が安心して取引される市場の整備を進めてまいります。

マンションについては、「マンションの管理計画の認定制度」と「敷地分割制度」が4月1日からスタートいたします。引き続き、新制度の周知や管理計画の認定手続きの準備を自

治体と連携しながら進めることによって、マンション管理の適正化や再生の円滑化に向けた取り組みを推進してまいります。

さらに、誰もが安心して暮らせる住まいの 確保に向け、若者・子育て世帯へのリフォー ムや住宅取得支援のほか、福祉政策とも連携 しつつ、セーフティネット登録住宅の供給や サービス付き高齢者向け住宅の整備、コロナ 禍の下で深刻化が懸念されている孤独孤立問 題への対応を含め居住支援活動に対する支援 を行ってまいります。

今後増加が見込まれる空き家については、空き家の状況に応じて、適切な管理・除却・利活用を総合的に推進していくことが重要となります。引き続き、地方公共団体等と連携し、周辺の居住環境に悪影響を及ぼす空き家の除却や、立地・管理状況の良好な空き家の多様な利活用を推進してまいります。また、住宅地の魅力の維持・向上を図るべく、密集市街地の整備改善による安全性の向上や豊かなコミュニティ形成を図ってまいります。

今後とも、国民一人ひとりが真に豊かさを 実感でき、安全・安心で魅力ある住生活が実 現できるよう、一層の努力をしてまいります。 皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろ しくお願い致します。





令和 4 年の 年頭にあたって

環境省 水・大気環境局 水環境課 課 長 川 又 孝太郎

謹んで新春のご挨拶を申し上げます。平素より水環境行政へのご理解ご協力をいただき、心より御礼申し上げます。昨年は新型コロナウイルスの世界的流行が続き、リモート会議など新しい生活様式が定着しました。また、2050年脱炭素に向けて、COP26を含め、国内外で様々な動きがありました。このような中で迎える新年の年頭にあたり、水環境行政の課題と取り組みを説明いたします。

水環境の指標に関しては、昨年10月に、これまで、水環境中のふん便汚染の指標としてきた大腸菌群数を大腸菌数へと見直すとともに、六価クロムの基準値を強化いたしました。また、昨年7月には「底層溶存酸素量」の東京湾及び琵琶湖における環境基準類型指定について中央環境審議会から答申が出され、近く告示改正する予定です。今年度中に期限を迎える暫定排水基準項目については、一般排水基準への移行等の検討を進めていきます。

閉鎖性海域対策については、瀬戸内海の環境保全に関し、令和3年6月に瀬戸内海環境保全特別措置法が改正されました(令和4年4月施行)。また、法に基づく基本計画の変更等必要な対応も進め、これらを契機に地域が主体となった取組が更に進むよう、関係府県・地域関係者と連携して、「きれいで豊かな瀬戸内海」の実現に取り組んでまいります。

また、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海を対象とした水質総量規制については、昨年3月に中央環境審議会答申「第9次水質総量削減の在り方」が取りまとめられました。当該答申を踏まえ、総量削減基本方針(第9次)の策定、当該方針に基づく関係都府県における総量削減計画(第9次)の策定を進め、第9次水質総量削減を推進してまいります。

湖沼水質保全に関しては、湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼水質保全計画について、琵琶湖、霞ヶ浦、印旛沼、手賀沼、児島湖の計画を今年度中に改定する予定です。また、琵琶湖保全再生法に基づく琵琶湖の保全・再生について、昨年3月に改定した琵琶湖保全再生計画(第2期)に基づき、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

海洋プラスチックごみ対策に関しては、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向け、国際的には、新たな国際約束づくりへの貢献や各国における海洋プラスチックに係るモニタリング方法の調和、海洋プラスチックごみ対策に係る国際協力に取り組むとともに、国内対策としては、我が国における海洋ごみの実態把握、漁業者の協力を得た海底ごみの回収、「プラスチック・スマート」などの国民運動などについて、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

さらに、アジア水環境パートナーシップやアジア水環境改善モデル事業などを通じた水環境改善に係る国際協力も進めてまいります。

環境省として、本年も水環境保全に係る施策を幅広い関係者と連携して進めてまいります。引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。最後に皆様のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

令和4年の 年頭にあたって

全国浄化槽推進市町村協議会 会長 鴻巣市長 原 口 和 久

あけましておめでとうございます。皆様方には、輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃より当協議会の運営につきましては、格別のご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

当協議会は、浄化槽の普及促進と生活環境の保全並びに公衆衛生の向上に寄与することを目的に、平成2年11月に設立され、本年10月現在で全国1,718市町村の約8割にあたる1,357市町村が加入しております。また、平成22年からは20都府県に特別会員として入会していただくなど、その果たすべき役割はますます重要となっていると認識しております。

さて、浄化槽は、永年にわたる行政及び貴連 合会をはじめとした各関係団体のご尽力によ り、下水道と共に我が国の生活排水処理を担う 施設として重要な役割を果たしております。

また、浄化槽は優れた汚水処理能力を有し、 設置工事が素早く完成できることから、近年頻 発化している災害等の発生時において避難所 の生活排水の処理を行い、被災者の生活を支え るインフラとしても不可欠なものとなってお ります。

さらに、浄化槽は少子高齢化や人口減少社 会において、経済的・効率的かつ柔軟に社会 ニーズに対応することができる分散型汚水処 理システムとして、今後は地方創生や国土強

靭化の観点からも役割はますます重要となっていくと考えられます。

しかし、汚水処理人口普及率はおよそ 92% となりましたが、依然として約1,050万人が単独処理浄化槽や汲み取り便所を利用し、生活雑排水が未処理で放流されております。これらの地域は人口密度が比較的低い地方部であることから、地方の特性を踏まえ未普及の状態を早急に解消し、水環境の保全を推進していくことが重要であります。更に SDGs の「水と衛生」の中に掲げられた「未処理汚水の半減」に貢献することも必要です。

そのような中、令和3年度は、令和2年4月1日に施行された改正浄化槽法を実現する年でありましたが、コロナ禍でやや動きが鈍く、全浄協の活動も理事会・通常総会が書面決議とならざるを得ない状況があり、国への要望も郵送で実施したところでございました。

しかし、環境省のご尽力により令和4年度浄化槽整備推進関係予算(案)(令和3年12月24日)の中で汲み取り便槽からの合併処理への転換に単独処理浄化槽からの転換と同様な助成の実現や個人設置型浄化槽においても法定協議会を通じた市町村関与の下、公共浄化槽並みの助成の実現など、合併処理浄化槽整備の推進を後押しする予算措置をしていただきました。

本年も、当協議会では環境省はじめ関係機関へ財政支援率の引き上げなどの要望を行ってまいりますので、各関係団体の方々の一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

結びに、貴連合会が、浄化槽界の要となり、 省エネ型浄化槽システム導入推進事業がさらに 拡大されるなど、ますますご活躍されることを ご期待申し上げますとともに、皆様方にとりま して素晴らしい年になりますよう心より祈願申 し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



年頭所感

公益財団法人 日本環境整備教育センター 理事長 **由 田 秀 人**

新しい年を迎えるにあたり謹んでご挨拶を 申し上げます。

皆様方におかれましては、健やかに新年を お迎えのこととお慶び申し上げますとともに、 平素より当教育センターの事業推進に対し、 常日頃より格別なるご理解とご協力を賜り厚 く感謝申し上げます。

さて、我が国の令和2年度末における汚水 処理人口普及率は92.1%に達したものの、未 だに約990万人が汚水処理施設を利用できない 状況となっています。更に、現在も約380万基 の単独処理浄化槽が残存しており、単独処理 浄化槽から合併処理浄化槽への転換、浄化槽 の性能を確保するための法定検査実施率や浄 化槽台帳整備が切実な問題となっています。

国内においては、浄化槽法が全面施行されてから30年以上が経過しましたが、その間、法制度の充実、より高性能な浄化槽の開発、並びにその普及が図られています。

平成17年以降14年ぶりに浄化槽法の一部を 改正する法律案が成立し、令和2年4月1日に 施行されました。法改正において、浄化槽処 理区域の設定、特定既存単独処理浄化槽を指 定して合併処理浄化槽へ転換を強化すること、 集合処理を含めた市町村設置による浄化槽整 備(公共浄化槽)を推進すること、地方公共団 体が浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議

を行うための協議会を組織することなどが規定されました。また、浄化槽の適正な整備・推進のために、浄化槽の使用の休止に関する規定を設け、浄化槽管理士に対する研修の機会を確保すること等の強化が図られ、これからの浄化槽整備が一層加速されるものと思われます。

2015年に採択された国連持続可能な開発目標 (SDGs) 目標 6.3 では、2030年までに未処理排水の割合を半減することが掲げられ、生活排水がもたらす影響は身近な衛生上の問題としてではなく、地球環境の保全、水環境の改善、水資源の消費と管理という観点からも世界規模で取り組むべき問題として提起されています。

単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換、 法定検査実施率の向上、浄化槽台帳の整備、 活用により、浄化槽の担う役割、またその機 能が広く一般にも認知され、更には途上国の 開発協力の足がかりとなるような取り組みが 重要と考えられます。

当教育センターは、長年にわたり、浄化槽の調査研究や技術開発、浄化槽関係技術者の養成、浄化槽に関する情報発信と普及啓発、国際支援を行ってきました。今後とも責任ある公益財団法人として役職員一丸となって取り組んで参りますので皆様方のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、新型コロナウイルス感染症の対応 も含め、皆様方のご健勝とご多幸を心からお 祈り申し上げまして、新年のご挨拶とさせて いただきます。



令和4年の 年頭にあたって

一般社団法人 浄化槽システム協会 会 長 **松 本 浩** 二

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、ご清祥に新年を迎えられましたことと心からお慶び申し上げます。

また、平素より当協会の運営に格別のご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

皆様ご承知のとおり、改正浄化槽法が令和2年4月1日に施行され、特定既存単独処理浄化槽に対する措置、浄化槽処理促進区域、公共浄化槽、浄化槽台帳の整備、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保等が規定され、浄化槽行政は新たな展開がスタートしているところです。

一方で、昨年もまた、新型コロナウイルス 感染症の感染拡大防止のため、度重なる緊急 事態宣言の発令とともに、高齢者をはじめと したコロナワクチン接種が開始されるなど、 感染防止対策と医療体制の充実強化が求めら れた1年でもありました。

こうした中において、新設住宅着工戸数は 昨年度より増加し、浄化槽の出荷基数も昨年 度と比べ増加してきております。今年もこの 傾向が継続されることを切に願っています。

当協会におきましては、コロナ禍ではありましたが、国内外のより多くの方々に浄化槽の優れた面を知っていただくために、浄化槽普及促進ハンドブックの刊行や、単独転換チラシ配布による普及啓発などを可能な限り実

施したところであります。

また、国においては、人口減少等の社会状況の変化を踏まえながら、令和8年度末までの 汚水処理施設を概成させる方針で整備を進め ております。

当協会におきましても、浄化槽業界の更なる発展と、浄化槽の「安い」、「早い」、「強い」との特長を活かした生活排水処理施設の整備促進に一層邁進する所存であります。

浄化槽メーカーを会員としている当協会は、

これからも浄化槽機能の高度化や処理性能の 安定化、エネルギー消費や環境負荷の更なる 低減に向けて、真摯に技術開発を進め、国内 はもとより、国際社会の負託に全力投球で取 り組むこととしております。

最後に、一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息を祈願し、また皆様の益々のご健康とご多幸をお祈り申し上げ、本年がすばらしい一年になりますよう御祈念申し上げまして、年頭のご挨拶とさせて頂きます。



令和4年度予算編成へ自・公が決議書

宅内配管工事費助成や省エネ化事業拡充

自民、公明

令和4年度予算編成に当たり、自民党浄化槽 推進議員連盟と公明党浄化槽整備推進議員懇話 会は、浄化槽のさらなる普及促進を図るため財 務省および環境省に申し入れを行った。浄化槽 整備推進議員懇話会は11月25日、秋野公造会 長から岡本三成財務副大臣と山口壯環境大臣に 決議書を手渡し、浄化槽推進議員連盟は12月8 日、衛藤晟一会長代理から鈴木俊一財務大臣および山口壯環境大臣に決議書を手渡した。

決議書の内容は、いずれも(一社)全国浄化 槽団体連合会のヒアリング等を経てまとめたも ので、浄化槽整備推進議員懇話会の申し入れに は全浄連の上田勝朗会長、髙橋静雄専務理事が 同行した。

公明党 浄化槽整備推進議員懇話会 決議文(抜粋)

自由民主党 浄化槽推進議員連盟 決議文(抜粋)

令和 4 年度 浄化槽整備事業予算編成等に向けた決議

- 1. 老朽化した単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を行い、汚水処理施設の未普及を解消するため、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に伴う宅内配管工事を含めた浄化槽の整備に対する財政支援の確保等、必要な措置を講じること。
- 3.市町村による浄化槽処理促進区域の指定や当該区域内における浄化槽の 整備を促進するため、財政支援の拡充等必要な措置を講じるとともに、維 持管理も含めた浄化槽管理者の負担の軽減や維持管理の向上に取り組む 市町村に対する支援等必要な措置を講じること。
- 4. 市町村が整備する公共浄化槽の維持管理費用の負担軽減等を図ることにより、下水道と浄化槽のコスト負担に係るイコールフッティングを実現するために、総務省と協議して、必要な措置を講ずること。
- 5. 防災・減災の観点から、災害に強い浄化槽の連やかな整備促進のため、 学校、公民館等の公共施設での合併処理浄化槽の整備等を進めること。

令和 4 年度 浄化槽整備事業予算等に関する決議

- 1. 汚水処理施設の未普及状態を早急に解消するため、老朽化した単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換時の宅内配管工事費用や撤去工事費用への助成に加え、くみ取り便椿を合併処理浄化槽に転換する原の宅内配管工事や撤去工事に要する費用への助成を行うなど、浄化槽の整備に対する財政支援の拡充等必要な措置を講じること。
- 浄化槽分野から脱炭素社会の実現に貢献するとともに、災害に強い浄化槽システムを実現するため、浄化槽の省エネルギー改修や再生可能エネルギーの活用に対する支援について、必要な措置を講じること。
- 3. 市町村による浄化槽処理促進区域の指定や当該区域内における浄化槽の整備を促進するため、財政支援の拡充等必要な措置を講じるとともに、維持管理も含めた浄化槽管理者の負担の軽減や維持管理の向上に取り組む市町村に対する支援等必要な措置を講じること。
- 4. 防災・減災の観点から学校、公民館等の防災拠点となる公共施設での単 強転機を始めとした浄化槽整備を進めるとともに、浄化槽に係る官民連 携による国際展開を一層促進すること。
- 5. 改正浄化槽法で新たに設けられた特定既存単独処理浄化槽に対する措 置について、その判定を行う行政担当者や指定検査員等への研修機会の 確保を図るとともに、浄化槽設備士の技術向上に向けた研修機会の確保 を図るために必要な措置を講ずること。
- 6,前記各号に掲げた施策を推進するため、令和4年度予算編成に当たって は最善の措置を講じるとともに、都道府県構想の見直しによる浄化槽整 備区域の拡大や、生活排水処理施設整備の10年機成目標を達成するため に必要な予算額を確保すること。

公明党 浄化槽整備推進議員懇話会

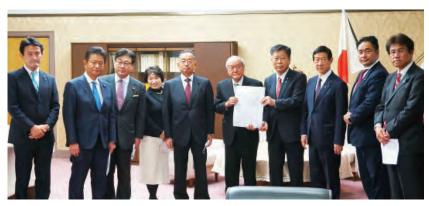


浄連)、河西宏一衆議院議員田会長(全浄連)、髙橋専務理事(全院議員、岡本三成財務副大臣、上に議員、岡本三成財務副大臣、上とし子参議院議員、秋野公造参議左から里見隆治参議院議員、竹谷



議員、角田秀穂衆議院・金澤・大臣政務官、高橋専務理事に、大臣、教野公造参議院議員、古屋は、竹谷とし子参議院議員、古屋の大衆議院議員、大臣、教野公造参議院議・大臣政務官、高橋専務理事が分として、高橋専務理事

自由民主党 浄化槽推進議員連盟



院議員、三宅伸吾参議院議員、三宅伸吾参議院議員、山際議員、あべ俊子衆議院議員、山際議員、が木俊一財務本有二衆議院議員、鈴木俊一財務本有二衆議院議員、鈴木俊一財務はが日衆議院議員、菅家一郎衆議院議員、三ツ

一郎衆議院議員、笹川博義衆議院議員、菅家員、伊藤信太郎衆議院議員、菅家員、伊藤信太郎衆議院議員、菅家員、伊藤信太郎衆議院議員、一郎衆議院議員、笹川博義衆議院をから井林辰憲衆議院議員、松下

TOPICS ZENJYOREN NEWS

令和4年度浄化槽推進関係予算に86億円

宅内配管工事費助成を汲み取りにも拡充

政府の令和4年度予算案が12月24日に閣議決定され、循環型社会形成推進交付金の浄化槽分として86億1300万円が計上された。予算額としては前年度と同額だが、令和3年度補正予算(11月26日閣議決定)で実現した汲み取り転換における便槽撤去費補助および宅内配管工事費補助、公共浄化槽推進のための支援事業、個人設

置型浄化槽を対象とした長寿命化計画に基づく 改築事業、廃止単独槽の雨水槽再利用事業の全 てが令和4年度予算案にも盛り込まれた。また 令和3年度で期限を迎えた「省エネ型浄化槽シ ステム導入推進事業」は、新たに「浄化槽シス テムの脱炭素化推進事業」としてリニューアル された。令和4年度予算案の概要は次のとおり。

令和4年度予算(案)の概要

(1)浄化槽整備のための国庫助成

- ➤ 現在でも全国で未だ約1,000万人が単独処理浄化槽やくみ取り便槽を使用しており、生活排水が未処理となっているため、水質汚濁の大きな原因となっている。このため、改正浄化槽法(令和2年4月施行)に基づき、早期に合併処理浄化槽への転換を行う。
- ▶ また、合併処理浄化槽は、災害に強く早期に復旧可能であり、頻発する災害への対応力強化の観点からも単独 転換や汲み取り転換を促進する必要があり、改正浄化槽法に基づく公共浄化槽制度や法定協議会等を通じて、 効果的な転換促進及び管理適正化・長寿命化を一層推進し、防災・減災、国土強靭化に資する。
- ▶ あわせて、浄化槽分野における一層の省エネ対策の促進や再生可能エネルギーの導入に向けた予算(エネルギー対策特別会計)を新規に計上し、2030年度46%削減目標の達成に資する。

○ 循環型社会形成推進交付金 (浄化槽分) R4予算額 (案) 8 6 億円

市町村の自主性と創意工夫を活かし、健全な水環境や国土強靭化等に資する浄化槽整備を支援。

予算事項	令和3年度 予算額	令和3年度 補正予算額	令和4年度 予算額(案)	対前年度比
循環型社会形成推進交付金	(91億円) 86億円	5億円	(91億円) 86億円	(100.0%) 100.0%

※上段()は、内閣府[沖縄]、国土交通省[北海道、離島]計上分を含めた額

○ 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (浄化槽分) R4予算額 (案) 18億円

2050年カーボンニュートラル及び2030年度46%削減目標の達成に向けて、浄化槽分野における一層の省エネ対策の促進や再生可能エネルギーの導入を支援。

予算事項 (エネルギー対策特別会計)	令和3年度 予算額	令和4年度 予算額(案)	対前年度比
浄化槽システムの脱炭素化推進事業(R4新規)	=	1 8 億円	(新規増)
省エネ型浄化槽システム導入推進事業 (R3終了)	18億円		_

○地方創生推進交付金(内閣府計上) R4予算額(案) 1,000億円の内数

地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援。

本交付金のうち、「地方創生汚水処理施設整備推進交付金」は、汚水処理施設(下水道、農業集落排水施設、 浄化槽)の分野において省庁の所管を超える2種類以上の施設を一体的に整備する事業に対して交付されるものであ り、旧地域再生基盤強化交付金(環境省、農林水産省、国土交通省所管の汚水処理施設等を総合的に整備する 汚水処理施設整備交付金)から再編され、平成28年度に創設されたもの。

(2)循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)R4予算メニュー ※R3補正新規メニューと同様

①くみ取り槽から合併処理浄化槽への転換に伴う便槽撤去及び宅内配管工事に対する支援

- ・くみ取り槽から合併処理浄化槽への転換を計画的に推進する事業について助成
- ・転換に伴う便槽撤去費(上限額9万円)及び宅内配管工事費(上限額30万円)を助成 (助成率1/3、1/2)

②公共浄化槽制度や法定協議会等を通じた効果的な転換促進及び管理適正化・長寿命化の推進

効果的な単独転換の促進及び管理適正化の推進のために市町村が行う以下の事業に対して助成(助成率1/3)

- ・自治体が公共浄化槽事業を持続的に運営するために必要となる将来的な事業収支のシミュレーション
- ・個人設置型浄化槽に係る効率的な維持管理や費用低減のための保守点検、清掃、法定検査の一括契約や 契約手続代行等に必要な情報集約・システム構築等
- ・浄化槽の適切な使用や維持管理に係る設置者向けの講習会・説明会等の理解促進活動

法定協議会等の関与により、浄化槽台帳システム等の整備を通じて設置・維持管理情報等の登録や当該情報に基づく指導監督等が可能であり管理の適正化・効率化が図られる個人設置の浄化槽を対象として、長寿命化計画に基づき計画的な改築を行う事業に対して助成(助成率1/3)

③単独転換により使用廃止する単独処理浄化槽の雨水貯留槽への再利用の推進

- ・資源循環の推進及び単独転換促進の観点から、洗浄・消毒等の公衆衛生上適切な措置を講じた上で、単独処理浄化槽を撤去せずに雨水貯留槽として再利用する事業に対して助成
- ・現行の単独処理浄化槽の撤去費用への助成額を上限に支援(上限額9万円) (助成率1/3、1/2)

(3)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(浄化槽関係)R4予算メニュー

○浄化槽システムの脱炭素化推進事業 <新規>

中大型合併処理浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能 エネルギー設備(太陽光発電設備、蓄電池等)の導入を行うことにより、大幅なCO2削減を図る事業を支援。 (補助率1/2、間接補助)

- ①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修
 - ・最新型の高効率機器(高効率ブロワ等)への改修とともに、ブロア稼働時間を効率的に削減可能なインバータ 又はタイマー等の設置を要件とする
 - ・改修によって当該機器のCO2排出量を20%以上削減

②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換

- ・最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件とする
- ・交換によって既設浄化槽のCO2排出量を46%以上削減(同規模交換時。さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択)

③中大型合併処理浄化槽への再エネ設備の導入

・上記①又は②と併せて行う再エネ設備(太陽光発電・蓄電池等)の導入を支援する

○地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業 〈R3補正と同メニュー〉

災害へのレジリエンス強化のため公共施設等への再生可能エネルギー設備及び省エネ型浄化槽の導入を支援(省 CO2型設備として補助)することにより、防災対策とあわせて浄化槽分野の脱炭素化を推進。

(補助率1/3、1/2又は2/3)

(4)浄化槽の整備推進にかかる行政経費①

○循環経済移行促進事業

R4予算額(案) 521百万円の内数

「2030年までに、未処理の排水の割合半減」、「2030年までに、排水処理技術など、開発途上国における水と衛生分野での国際協力と能力構築支援を拡大」等の持続可能な開発目標(SDGs)に貢献するため、及び、環境インフラシステム海外展開の促進のため、浄化槽等の日本発の優れたし尿処理技術の国際展開を図る。

○浄化槽対策推進費

R4予算額(案) 68百万円

・浄化槽リノベーション事業推進費

R4予算額(案) 15百万円

浄化槽の設置状況や維持管理情報を統合した浄化槽台帳の普及を図るとともに、浄化槽台帳とハザードマップ等を活用して地域単位での災害推計や被災リスクを明らかにし、当該地域の早期復旧に資する仕組みや広域的な復旧体制作りを行うための指針を検討する。

また、浄化槽台帳システムの活用状況調査・フォローアップ調査を行い、当該調査を踏まえた課題の整理および浄化槽台帳に格納されたビッグデータの活用による浄化槽の運用状況の解析等を行い、管理の高度化に関する検討を行う。あわせて、令和2年度に策定した「浄化槽長寿命化計画策定ガイドライン」の内容に基づき浄化槽台帳システムを活用した浄化槽の計画的な老朽化対策の検討を行い、防災機能の向上及びライフサイクルコストの低減を図る。

· 浄化槽指導普及事業費

R4予算額(案) 18百万円

改正浄化槽法の施行を受け、改正浄化槽法に基づく施行状況を把握し、従来からの浄化槽整備に関する各種指針類について、改正法の施行内容や具体的な事例を踏まえた見直しを行う。また、公共浄化槽制度を活用する市町村における浄化槽事業の持続可能な運営体制確保に関する調査検討を行う。あわせて、浄化槽台帳の活用や協議会の活用を通じた法定検査の受検率向上を始めとする維持管理体制の強化に向けた普及啓発、促進方策に関する調査検討等を行う。

(5)浄化槽の整備推進にかかる行政経費②

·浄化槽整備推進費

R4予算額(案) 31百万円

浄化槽の機能や特性に関する適切な認識を浸透する活動や浄化槽整備事業の整備促進効果を高めるソフト事業を実施し、浄化槽の整備促進、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進を図り、健全な水環境を確保する。

· 浄化槽管理士国家試験費

R4予算額(案) 3百万円

浄化槽法第45条第1項に基づく浄化槽管理士試験合格者、講習修了者に対する浄化槽管理士免状の交付等を行う。

循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)



(令和4年度予算(案) 8.613百万円 (8.613百万円) 】



単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や公共浄化槽等の整備促進を支援します。

1. 事業目的

- 現在でも全国で未だ約1,000万人が単独処理浄化槽やくみ取り便槽を使用しており、生活排水が未処理となっているため、水質汚 濁の大きな原因となっている。このため、改正浄化槽法(令和2年4月施行)に基づき早期に合併処理浄化槽への転換を行う。
- また、合併処理浄化槽は、災害に強く早期に復旧可能であり、頻発する災害への対応力強化の観点からも単独転換や汲み取り転換 を促進する必要があり、改正浄化槽法に基づく公共浄化槽制度や法定協議会等を通じて、効果的な転換促進及び管理適正化・長寿 命化を一層推進し、防災・減災、国土強靭化に資する。

2. 事業内容

市町村が行う浄化槽整備事業に対して交付金により支援を行う。令和4年度の新規拡充 メニューは以下のとおり。

- ①くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に伴う便槽撤去及び宅内配管工事への支援 ・転換に伴う便槽撤去費(上限額9万円)及び宅内配管工事費(上限額30万円)を助成
- ②公共浄化槽制度や法定協議会等を適じた効果的な転換促進及び管理適正化・長寿命化
- ・効果的な転換促進及び管理適正化・効率化に資する、中長期的な事業収支シミュレー ション、効率的な維持管理や費用低減のための一括契約や契約手続代行等に必要な情報 集約・システム構築等、講習会・説明会等を行う事業(浄化槽整備効率化事業の拡充) ・公共浄化槽制度や法定協議会等の関与により管理の適正化・効率化が図られる個人設
- 置の浄化槽を対象として長寿命化計画に基づき計画的な改築を行う事業 ③単独転換により使用廃止する単独処理浄化槽の雨水貯留槽への再利用の推進
- ・資源循環の推進及び単独転換促進の観点から、洗浄・消毒等の公衆衛生上適切な措置 を講じた上で、単独処理浄化槽を撤去せずに雨水貯留槽等として再利用する事業 ・現行の単独処理浄化槽の撤去費用への助成額を上限に支援(上限額9万円)

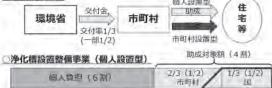
3. 事業スキーム

■事業形態 交付金(交付率1/3、1/2)

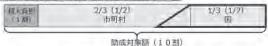
■交付対象 地方公共団体 ■実施期間 平成17年度~

4. 補助対象、事業イメージ





○公共浄化槽等整偏推進事業(市町村設置型)



環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 電話: 03-5501-3155 お問合せ先:

浄化槽システムの脱炭素化推進事業



【令和4年度予算(案) 1,800百万円(新規)】

浄化槽システムの脱炭素化に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽への先進的省エネ型浄化槽や再エネ 設備の導入を支援します。

1. 事業目的

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器 (高効率ブロワ等)への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を 推進することにより、大幅なCO2削減を図る。

2. 事業内容

中大型合併処理浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型 浄化槽への交換、再生可能エネルギー設備(太陽光発電設備、蓄電池等)の導入を 行うことにより、大幅なCO2削減を図る事業を支援する。

①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修

- ・最新型の高効率機器(高効率ブロワ等)への改修とともにブロア稼働時間を効率 的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件とする
- ・改修によって当該機器のCO2排出量を20%以上削減

②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換

- ・最新の省工ネ技術による先進的省工ネ型浄化槽への交換を要件とする
- 交換によって既設浄化槽のCO2排出量を46%以上削減(同規模交換時。さらに、 規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択)

③中大型合併処理浄化槽への再工ネ設備の導入

・上記①又は②と併せて行う再工ネ設備(太陽光発電・蓄電池等)の導入を支援する

3. 事業スキ

間接補助事業(補助率:1/2) ■事業形態 民間事業者・団体、地方公共団体等 ■補助対象

■軍施期間 令和4年度~令和8年度

4. 事業イメージ







環境省

先進的省工ネ型浄化槽

高効率ブロワ

スクリーン



インバー夕制御

再生可能エネルギー設備

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話:03-5501-3155

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入

推進事業



【令和4年度予算(案) 2,000百万円(5,000百万円)】 【令和3年度補正予算額

7,000百万円]



災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素ロードマップ(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)において、国・自治体の公共施設に おける再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へ のエネルギー供給等が可能な再エネ設備等を整備することにより、地域のレジリエンス(災害や感染症に対する強靭性 の向上) と地域の脱炭素化を同時実現する。 4.支援対象

2. 事業内容

公共施設※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時 にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

- ①:防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレー ションシステム (CGS) 及びそれらの附帯設備(蓄電、充放電設備・充電設備、自営線、熱 導管等)並びに省CO2型設備(高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む)等を導入する費用の 一部を補助®2。CO2削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再工ネ設備等 の費用低減を促進。
 - ※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設又は業務継 続計画により災害等発生時に業務を維持するべき施設(例:防災拠点・避難施設・広域 防災拠点・代替庁舎 など)
 - ※2 補助率は、都道府県・指定都市:1/3、市区町村(太陽光発電又はCGS):1/2、市 区町村(地中熱、バイオマス熱等)及び離島: 2/3 (注)共同申請する民間事業者も 同様
- ※3 EVについては、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能 なEVに蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWhを補助(上限あり)。 ②: 再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

3. 事業スキーム

- ■事業形態 間接補助事業 ①補助率1/3、1/2又は2/3 ②1/2 (上限:500万円/件)
- ■補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等(エネルギーサービス・リース・ESCO等を想定)
- ■実施期間 令和3年度~令和7年度

公共施設等







お問合せ先: 環境省大臣官房環境計画譯 電話:03-5521-8233 環境省環境再生、資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話:03-5501-3155

浄化槽フォーラムに一般市民ら436名

宮下宗一郎むつ市長交え講演・意見交換

環境省

環境省などが主催する「令和3年度浄化槽フォーラム in むつ」が10月30日、青森県むつ市のプラザホテルむつで開催された。同フォーラムは、浄化槽の持つ優れた特徴を、汚水処理の現状とともに市民目線から広く発信することで、浄化槽のさらなる普及促進と汚水処理未普及の解消につなげることを目的としたもの。事前受付では623名の申し込みがあったが、当日はソーシャルディスタンス確保のため人数を絞ることとなり、会場には一般、行政、議会から436名が出席した。

冒頭で環境省の山本泰生浄化槽推進室長は、「浄化槽のメリットは早い、安い、強いという言葉で表せる。浄化槽は非常に短期間で安く設置することができ、災害にも強い。東日本大震災では全損率が3.8%だった。また分散処理という特徴から、人口が減り、空き家が増えるというような状況変化にも対応しやすい。汚水処

理施設の整備に関しては、令和8年度概成という目標があり、環境省としては浄化槽に関する補助の見直しについても進めているところ。宅内配管工事費に関する助成など幅広く活用して浄化槽整備を進めていただきたい。本日はこれからさまざまな話題提供があるが、皆様に浄化槽や汚水処理について考えていただき、このエリアで浄化槽整備が進むきっかけになっていただければ幸い」と挨拶した。

また来賓出席した宮下市長は、「私たちは大いなる水循環の中で生活しており、この水循環をしっかり後世に受け継がせていくことが大事。ただむつ市の田名部川だが、やはり臭いがひどいときがある。山を見れば季節の分かる美

しい下北においても水循環がうまくいっていないというのが田名部川、町に出



宮下宗一郎むつ市長 (上)と会場の様子 (下)



てきてしまっている。これを何とかするためにむつ市としても下水道の整備を進め、浄化槽についても最大限の補助を行っている。本日は私自身も虚心坦懐、最後まで勉強させていただき、美しい下北の水循環を守るための第一歩を皆様と踏み出してまいりたい」と祝辞を述べた。

この後は講演、パネルディスカッションが開かれ、講演では北海道大学大学院公共政策学研究センター研究員の遠藤誠作氏が「生活排水処理施設の持続可能な整備に向けて」、(公財)日本環境整備教育センターの国安克彦理事が「むつ市における生活排水処理の現状と今後の課題」について説明した。下水道事業で採算ラインとされる人口密度40人/haの根拠、他市町村と比べたむつ市の財政状況、人口減少と将来的に見込まれる下水道使用料の値上げ等のリスクなど、それぞれ異なる切り口から、下水道事業が自治体財政に与える影響と、適正な汚水処理手法選択の重要性を訴えかけた。



会場外ではカットモデルの展示 が行われた

またパネルディスカッションは、山本泰生浄 化槽推進室長、宮下宗一郎むつ市長、京都府綾 部市・前市長の四方八洲男氏、遠藤誠作氏、野 辺地町町民課の上野義孝課長の5名を迎え行わ れた。

浄化槽フォーラム・竺文彦代表による進行の もと、今後の水環境保全のあり方、浄化槽の普 及促進の観点から意見交換を行い、この中で四 方理事は、綾部市で汚水処理手法を集合処理か ら個別処理に切り替えた経緯と浄化槽の利点、 過疎化対策、地域振興について考えを述べた。

また宮下市長は「市政としてはむつ市民の皆様がもっとも必要と思う施策を実現することが重要。下水道の整備を進め、それ以外の区域では浄化槽を普及させていく。希望輝く町というのをビックビジョンとして持ちたい」と展望を述べ、これを受けて遠藤氏は「国の制度は使えるものは使うべきだが基本的には自立すべき。自立できれば、むつ市のような地域は面白いまちづくりができるのでは」と期待を述べた。

上野課長からは野辺地町における既設単独槽の合併転換について説明があり、ここで宅内配管工事費助成制度を活用しても住民負担が重く、国庫助成の増額と長期継続を求める声が上がった。これに対して山本浄化槽推進室長は「使い勝手を重視してメニュー拡充を進めたい」と応えた。

パネルディスカッション後は持続可能なまちづくり、合併処理浄化槽の普及などを盛り込む 大会決議を決議し、その後閉会した。



パネルディスカッションの様子。左から竺文彦代表、山本泰生浄化槽推進 室長、宮下宗一郎むつ市長、四方八洲男理事、遠藤誠作氏、上野義孝課長

森林湖沼環境税5年間延長の方針

高度処理型浄化槽の設置補助など

茨城県

令和3年度で期限を迎える茨城県の森林湖沼環境税が、令和4年度から5年間延長する方向で動いていることが分かった。11月18日の定例会見で大井川和彦知事が明かし、第4期森林湖沼環境税制として第4回定例会(11月24日開会)に提出した。

森林湖沼環境税は茨城県の森林や、霞ヶ浦などの湖沼・河川の環境保全を図るため県が独自に導入しているもので、同財源を活用して森林の間伐、霞ヶ浦周辺地域における高度処理型浄化槽の設置等を進めている。

これまでは4年ごとの延長だったが、環境保 全施策の目標達成には一定程度の期間が必要な ことや、他の環境保全に係る計画との兼ね合い などから、第4期税制では期間を1年延長した 令和4~8年度とした。税額はこれまでと同様 に個人は1000円、法人は法人県民税均等割額 の10%。税収は年17.7億円を見込む(図表参 照)。また同案は6月25日~7月8日にかけて実 施したパブリックコメントにおいても、10・20 年単位での対策が必要ではないか、認知度向上 へ税の実績などPRをするべき等の肯定的な意 見が得られている。

施策に関しては、引き続き森林、湖沼・河川の保全に向けた施策を推進する方針で、高度処理型浄化槽の設置補助は「水質悪化を防ぐために必要な事業量で、浄化効果の高い事業に重点化」「生活排水対策、畜産対策については湖沼等にも事業範囲を拡大」として継続の考え。

第4期森林湖沼環境税の税制(案)

〈税制(案)〉

課 税 方 式 県民税均等割超過課税方式	
納税義務者 茨城県内に住所等がある個人及び事務所等がある法人〈県民税均等割が非課税	
税額(年額)	個人:1,000円、法人:均等割額の10%
課税期間	令和4年度から令和8年度まで(5年間)
税収	年額17.7億円(令和4年度から令和8年度までの合計 約88億円) ※基金に積み立て他の税収と明確に区分して管理

〈実績〉 ○高度処理型浄化槽の設置補助 約16,000基 ○下水道・農業集落排水施設への接続補助 約14,000件 ○排水規制を強化した小規模事業所への指導強化

<目標> ≥ 霞ヶ浦のCOD 6.9mg/L

長期的には「泳げる霞ヶ浦」の 実現を目指す



「浄化槽の日」 実行委員会

第36回「浄化槽の日」 標語の募集要領

(浄化槽の一層の整備促進に向けて)

毎年10月1日は「浄化槽の日」です。

この「浄化槽の日」は、浄化槽の設置や管理方法等について定めている浄化槽法が、昭和60年10月1日に全面施行されたことを記念して、当時の環境庁、厚生省、建設省の3省庁の呼びかけにより始められたものです。

「浄化槽の日」実行委員会では、「浄化槽の日」関連行事の一環として、極めて有効かつ効率的な生活排水処理施設である浄化槽の一層の普及促進を図るために、浄化槽の必要性を国民の皆様に呼びかける標語の募集を毎年行っております。

入選作品については、今後浄化槽の普及に向けた全国的なキャンペーン等で広く活用する予定です。第36回「浄化槽の日」の標語募集に奮ってご応募下さいますようご案内申し上げます。

【 募集内容 】

1. 目的

浄化槽は、美しい国土を守るため、身近な生活排水(トイレ・台所・お風呂・洗濯)を適正に処理し、河川などの水質保全に大きな役割を果たしています。しかも、浄化槽は、「下水道と同様の水処理能力を持つ」だけでなく、「建設期間が短く、維持管理コストが安い」生活排水処理施設であり、「地球環境に優しく」「市町村などの財政にも優しい」「地震等の災害に強い」施設です。このように優れた浄化槽の普及整備を促進するため、わかりやすい言葉で呼びかける標語を募集するものです。

2. 応募期間

1月14日(金)~5月13日(金)当日必着

3. 賞

最優秀賞・・・1点 賞状、副賞 5万円 優秀賞・・・3点 賞状、副賞 1万円 ※学生の方の副賞は、図書カードとなります。

4. 応募方法

標語1人1回1作品、ご応募ください。

はがきに標語と必要事項(氏名とフリガナ、住所、電話番号)を記載のうえ、郵送してください。なお、学生の方は、小中高の別、学年を明記ください。

(郵送先)「浄化槽の日」実行委員会事務局あて

〒 162-0844 東京都新宿区市谷八幡町 13 東京洋服会館 7 階 - 般社団法人 全国浄化槽団体連合会内 TEL 03-3267-9757

5. 入賞作品の選定

応募作品の中から「浄化槽の日」実行委員会において選定し、一部字句修正の上、入賞作品を決定することもあります。入賞作品の中には、学生の作品を1点以上含めることと致します。

6. 入賞作品の発表

入賞作品は決定次第、ご本人に直接通知するとともに、実行委員会事務局(一般社団法人全国浄化槽団体連合会)ホームページ等で発表します。

※最優秀賞・優秀賞入賞者の氏名・住所(都道府県)を公表します。

※最優秀賞入賞者は、全国浄化槽大会式典にご招待する予定です。

7. その他

- (1) 入賞作品は「浄化槽の日」標語として標語ポスターをはじめ、「浄化槽の日」実行委員会及び関係団体等の広報誌等に広く 浄化槽 PR に使用させていただきます。
- (2) 応募作品は、未発表の自作品に限ります。
- (3) 入賞作品の使用・著作権は「浄化槽の日」実行委員会に帰属し作品は返還しません。
- (4) 本募集で取得した個人情報は、入賞の作品の連絡・発表、表彰式のご案内のみに使用し、それ以外の目的に使用することはありません。
- (5)過去3回の最優秀作品

第35回 「水資源 地域で守る 浄化槽」

第34回 「浄化槽が守る 持続可能な 水環境」

第33回 「水の国支えるかなめ『浄化槽』」

【「浄化槽の日」実行委員会】

(一社) 浄化槽システム協会

浄化施設排水消毒管理協会

全国浄化槽推進市町村協議会

全国環境整備事業協同組合連合会

全国管工事業協同組合連合会

(一財) 全国建設研修センター

(一社) 全国浄化施設保守点検連合会

(一社) 全国浄化槽団体連合会

(一社) 日本衛生材料工業連合会

(公財) 日本環境整備教育センター

(一社) 日本環境保全協会

(一社) 日本空調衛生工事業協会

全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会

(一財) 日本環境衛生センター

(公社) 日本水環境学会 (賛助委員)

全浄連・会務報告

月日	摘 要	会 場・訪 問 先
11月25日	2021年度「第4回正副会長会」	ザ・キャピトルホテル東急
12月6日	2021年度「第2回 製造・施工委員会」(テレビ会議)	全浄連会議室
12月15日	2021年度「第1回 保守・清掃委員会」(テレビ会議)	全浄連会議室

全浄連関係機関・団体との会議等報告

月日	摘 要	会場
10月30日	令和3年度浄化槽フォーラム in むつ	ホテルプラザむつ
11月25日	浄化槽推進議員連盟 総会 (予算要望等)	ザ・キャピトルホテル東急
11月25日	浄化槽整備推進議員懇話会 (予算要望等)	衆議院第1議員会館
12月15日	「浄化槽の日」実行委員会(テレビ会議)	全浄連会議室



会 **北海道浄化槽協会 5** 062−0935 長 1幌市豊平区平岸五条七-FAX 🕿 丹 \circ 一八二三一 羽 八三二

-四七五五 - 四七五七

七

六

九 五. 七一一

道

正

理 事長 ₩ 030-0933 青森市諏訪沢字桜川 FAX 🕿 谷 00 七七 III七二六 一九五〇〇 0 眞

> 会 長 関 根

則

■ 020–0891 紫波 FAX 🕿 郡矢巾町流通センター南 \bigcirc 九九 -00六六 -00六七 - 五一八

岩手県浄化槽協会 公益社団法人

青森県浄化槽検査センター

般社団法人

会 宮城県生活環境事業協会 公益社団法人 長

₩ 010-0956 秋 田市 FAX 🕿 ○ 八 — 八 二四 — 二 ○ 八 元 秋田管工事業協同組合内 山王臨海町三—一八

E-mail: info@zenjohren.or.jp

URL: http://www.zenjohren.or.jp

電話(〇三)三二六七—九七五七東京都新宿区市谷八幡町十三

テー六二つ八

四

70

務局職

員

橋

H 村 \blacksquare

和

博

般社団法人

秋田県浄化槽協会

長

佐

藤

裕

之

■ 990-0025 Щ **™**○二三—六三三—九六三五 鶴建山形ビル二階 二〇二—二号室

理事長 .形市あこや町三―一二―二六 難 波 真

山形県浄化槽工業協会 般社団法人

₩ 960-8055 FAX 🕿 00 二四—五三一—〇八八〇

福島県浄化槽協会 公益社団法人 長 大河原 正

槽団 体連合会 会

般社団法 会 人 全国浄化 朗

次の課題実現に向け取組んでまいります 「単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換」を推進

新

年

- カーボンニュートラル浄化槽システム構築へ向けた
- 二酸化炭素排出抑制対策補助事業の継続

賀

旧年中は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます

情報化時代における浄化槽リノベーションに向け、

- 浄化槽整備区域における浄化槽の推進と 浄化槽処理促進区域の積極的な指定
- 浄化槽を活用した防災拠点トイレシステムの 積極的な導入推進
- 浄化槽維持管理の向上に取り組む自治体への支援推進
- 浄化槽設備士の工事施工技術水準の向上

本年はコロナ禍が収束し、皆様方にとりまして ご多幸の年となりますよう心より祈念いたします 今年もご指導、ご支援を宜しくお願い申し上げます

令和4年元旦



専務理 11 11 事

11

 \blacksquare

茂

人夫

11

富 惠

11 11 11 長

成

関

会

驱 H 勝

福島市野田町

シャンテ野田二階 | — | 六—三五

谷 111 道

谷 俊 浩 眞 ΙE 征 明 則

鈴 木 夫

信

台市宮城野区日の出町 0 〇二二一七八三一八〇七〇 二—五— 五

■ 983-0035

FAX 🕿

仙

埼玉県浄化槽協会 般社団法人

理事長 日 野 邦 英

■ 330-0063 さいたま市浦和区高砂四―二―四 FAX 🕿 ○四八—八六四——○一九 鈴木商事第二ビ

一般社団法人

群馬県浄化槽協会

会

長

須

田

育

男

₹ 371-0847 前橋市大友町二―二九―二一 FAX 🕿 〇二七一二五一一〇三二五 群馬県設備会館内

〇二七一二五一一二九八二

山梨県管工事協会 一般社団法人

長 渡 邊 郎

会

長

浦

部

隆

愽

会

長

関

谷

俊

征

愛知県浄化槽協会

一般社団法人

会

甲府市下石田二—三〇—二五

₩ 400-0046 FAX 🕿 〇五五―二二七―二八一三

神奈川県生活水保全協会 ^{公益社団法人}

理 事長 広

遠 藤 員

■ 235-0045

横浜市磯子区洋光台六———

公益社団法人

石川県浄化槽協会

金沢市西泉五-九三

—七七八一

₩ 453-0017

FAX 🕿

〇五二―四八一―七二〇七

名古屋市中村区則武本通一—三一

■ 921-8043 FAX ○七六—二四二 —七七八二

公益社団法人

富山県浄化槽協会

会 長 上 田 勝 朗

理事長

大

木

広

静岡県浄化槽協会

一般社団法人

■ 930-0083 富山市総曲輪二———三 RM ○七六―四二一―一四九五 富山商工会議所ビル別館二階

5 422−8043

M ○五四—二八三—七○五七 ○五四—二八三—七○五五

静岡市駿河区中田本町二―一〇

新潟県浄化槽整備協会 一般社団法人

会 長

島 影

清

会 長

玉

福

和

岐阜県浄化槽連合会

公益社団法人

会長

平

石

裕

会

長

山

隆

東京都水環境システム協会

一般社団法人

ᡂ 321−0933

FAX 🕿

〇二八—六三三—— 六五〇

■ 135-0052

FAX 🕿

〇三—六四五八—四六一七

江東区潮見一—二三—五

宇都宮市簗瀬町二三九〇

栃木県浄化槽協会

般社団法人

ᡂ 950−0965 新潟市中央区新光町一五—二 FAX 🕿 〇二五―二八三―二〇四八 〇二五一二八三一二〇八五 県公社ビル四階

₻ 500−8357

M 〇五八一二七四一〇六一七 四五八十二七五—七〇四五

岐阜市六条大溝四—一三—六

岐阜県環境会館内

一般社団法人

千葉県浄化槽協会

茨城県水質保全協会 公益社団法人

理 事長 石 井 健 嗣

理事長

成

田

浩

明

310−0845

FAX 🕿

〇二九一三〇四一五〇〇五

水戸市吉沢町六五〇―

千葉市中央区中央港一——一一——

■ 260-0024 FAX 🕿 ○四三—二四六—二三五五 ○四三—二四八—六五二四

長野県浄化槽協会 公益社団法人

長 西 澤 正 隆

会

380−8570 長野市南長野幅下六九二—二 FAX 🕿 〇二六一二三四一七六三七 〇二六—二三三—四八六四 県庁東庁舎四階

一般社団法人

福井県浄化槽協会

会 長 早 瀬 茂 樹

™○七七六—五三—三○二七

5 918−8204 福井市南四ツ居一―一一九

大阪府環境水質指導協会 般社団法人

会 長 进 精 郎

591−8032 堺市北区百舌鳥梅町一丁二四—三

〇七二一二五六一一〇五七

FAX 🕿 〇七二一二五六一一〇五六

鳥取県浄化槽協会 一般社団法人

会

長 和 彦

会

長

内

山

正

幸

会 長

田

村

幸

彦

高知県浄化槽協会

一般社団法人

山口県浄化槽協会

一般社団法人

■ 680-0801 鳥取市松並町二―一六〇 城北ビル三〇三号

FAX 🕿 〇八五七―二七―三二一 〇八五七—二六—九五九七

₹ 753-0054

FAX 🕿

〇八三—九三二—三五六〇

5 780−8031

○八八—八三二—二一三五 ㈱高知県設備会館二階

高知市大原町八七—八

Щ

口市富田原町一―一〇

般社団法人

公益社団法人

京都保健衛生協会

和歌山県浄化そう協会

会 長 惠

ᡂ 640−8032 環境会館四階

林

理事長

端

良

ᡂ 601−8436

FAX 🕿

〇七五—六八一—一七二七

西柳ノ内町二八―二

〇七五—六六二—一九七五

京都市南区西九条

和歌山市南大工町二六

™ ○七三―四三一―六二四四二 — 六二九一

般社団法人

奈良県環境保全協会

滋賀県生活環境事業協会

公益社団法人

大和高田市大中一八—四

ᡂ 635−0095

理事長 山 本 佳

会長

安

田

全

男

520−3015 5

☆ ○七七―五五四―九二七一 ウインドワードTビル三階

〇七七—五五四—九二九三

栗東市安養寺七—一—二五

兵庫県水質保全センター 一般社団法人

会 長 田 中 良

会

長

松

平

₱ 514-0004

FAX 🕿

〇五九—二二六—二〇五八

〇五九一二二七一八四〇二

津市栄町三——一九

三重県水質保全協会

一般社団法人

神戸市中央区港島南町三―三―八

5 650−0047 FM 〇七八一三〇六一六〇三八

公益社団法人

広島県環境保全センター

愛媛県浄化槽協会

公益社団法人

理事長 藤 原 章 員

会

長

有

間

義

恒

広島市安佐南区大塚西四—二—二八

₹ 790-0063

₩ ○八九―九二五―二六五四

松山市辻町二―三一

₹ 731-3167 FAX 🕿 ○八二—八四九—六四二二

一般社団法人

岡山県浄化槽団体協議

香川県浄化槽協会 公益社団法人

会 長 田 富 夫

会 長

山

条

忠

文

彦

岡山市中区平井一〇九七

₹ 703−8282 FAX 🕿 〇八六—二七六—八五八五 〇八六一二七六一九〇八一

₹ 761−8012

M ○八七—八八一—六六七○

高松市香西本町一—一〇六

島根県浄化槽協会 一般社団法人

会 長 野 村 吉 秀

松江市東朝日町一一二

5 690−0001 FAX 🕿 ○八五二—三四—八一六○

公益社団法人

徳島県環境技術センター

会 長 田 村 茂 人

徳島市津田海岸町二―三三

■ 770-8001

熊本県浄化槽協会

会長 森 田 和

博

₩ 861-3107 上益城郡嘉島町上仲間二二七—八六

〇九六—二八四—三三八八

沖縄県環境整備協会 公益社団法人

会 城 裕

■ 901-1202 南城市大里字大里二〇一三 (一財)沖縄県公衆衛生協会二階 **™** ○九八一八三五一八八三三

鹿児島県環境保全協会公益財団法人

事長 外 薗 勝 蔵

理事長

西

 \prod

勝

則

® 851−2123

FAX 🕿

○九五—八八七—三一七二 ○九五—八八七—三一七二

西彼杵郡長与町平木場郷五〇九

長崎県浄化槽協会

般財団法人

■ 890-0073 鹿児島市宇宿二―九―九

™ ○九九一二九六一九○○三

宮崎県浄化槽協会 般社団法人

会 **≅** 880−0805 宮崎市橘通東二―七―一八 宮崎県住宅供給公社ビル三階][[武 則

理事長

益

田

裕

司

₩ 840-0027

FAX 🕿

〇九五二—二三—五五七九

™ ○九八五—二四—五—四八

佐賀市本庄町大字本庄九八三—四

佐賀県浄化槽協会

般財団法人

公益財団法人

事長

理事長

安

徳

博

ᡂ 811−2412

FAX 🕿

〇九二―九四七―三六三六〇九二―九四七―一八〇〇

糟屋郡篠栗町大字乙犬九六六—七

福岡県浄化槽協会

般財団法人

大分市大字寒田四〇九—四〇

≅ 870−1123 ₩ ○九七―五六七―一九二六

大分県環境管理協会 南 幸 司





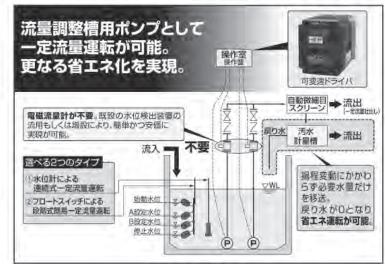
二酸化炭素排出抑制事業費等補助金

省エネ型中・大型浄化槽システム導入推進事業

対象条件:51人槽以上の既設合併処理浄化槽の省CO2型の高度化設備の導入・改修等



温室効果ガス排出削減に大きく寄与します。



定流量ポンプシステム

藝鶴見製作所

大阪本店: 〒538-8585 大阪市鶴見区鶴見4-16-40 TEL.(06)6911-2351 FAX.(06)6911-1800 東京本社: 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-8 TEL.(03)3833-9765 FAX.(03)3835-8429

北海道支店: TEL.(011)787-8385 東北支店: TEL.(022)284-4107

東京支店: TEL (03)3833-0331

中部支店: TEL (052)481-8181 北陸支店: TEL (076)268-2761 近畿支店: TEL (06)6911-2311 中国支店: TEL (082)923-5171

四国支店: TEL (087)815-3536

www.tsurumipump.co.jp



TOHIN

明日の生活環境に貢献する信頼と技術

人にやさしい 環境づくり

皆様の快適な生活環境の創造に挑戦し、心から喜ばれる商品並びにサービスを提供する事が 東浜グループの使命だと考えております。

省C02型の高度化設備製品





小型高効率BZ型 ルーツブロワ



総販売元 東浜商事株式会社



空気軸受採用 高効率 TX TURBOプロワ



札幌営業所

名古屋営業所

大阪営業所

福岡営業所

省スペース 省エネ運転 ブロワBOX



小型·軽量

〒101-0061東京都千代田区神田三崎町2-20-7 〒003-0011札幌市白石区中央一条五丁目11-16 〒454-0976名古屋市中川区服部2-1204 〒564-0051大阪府吹田市豊津町17-35 〒812-0893福岡市博多区那珂1-29-23

203-3230-3426 FAX03-3230-3420 2011-821-6312 FAX011-842-2619 2052-432-5485 FAX052-432-5513 206-6380-1031 FAX06-6380-1039 2092-441-1424 FAX092-431-4817

ShinMaywa 浄化槽(小型:中型) 専用放流が

CRB321ES

いいことずくめの 10RUS

C-ノーラスは電極センサと独自の運転制御の組み合わせて 脱フロートスイッチを実現した、すぐれものです。

特許取得済 特許第5810022号

- ☑ 業界初! 同じポンプで自動交互・同時運転!
- ☑ 設置スペースをよりスマートに!
- ☑ 50Hz/60Hz ヘルツフリー! 製品在庫が削減できます!
- プロート式に比べ更に軽量化!(5.4kg→4.5kg)
- マケーブル膨潤抑制!耐塩素ケーブルを標準装備!



新明和工業株式会社

新明和 検索 http://www.shinmaywa.co.jp

◎民間

流体営業部

(機器担当G) 〒230-0003 横浜市鶴見区尻手3丁目2-43 ☎(045)575-6411 (ダステム担当G) 〒230-0003 横浜市鶴見区尻手3丁目2-43 ☎(045)575-5475 中部支店☎(052)231-2201

営業本部 〒230-0003 横浜市鶴見区尻手3丁目2-43 ☎(045)575-9845 北海道支店☎(011)641-0881 関西支店☎(06)4807-5520 東北支店 (022)237-7551 中国支店 (082)282-7176 関東支店☎(048)653-6771 九州支店☎(092)411-5461

◎役所 販売店募集 しています。是非お電話ください。

◎役所の入札を取りたい方はお電話下さい。

現在の製品は非常に良くなっています。

〈1〉今お使いになっている品と同じ有機系塩素剤です。〈3〉即納体制で翌日配達します。

(2)従来品の2~3倍長持ちします。(当社比)

(4)メーカーの全面的バックアップにより安定供給できます。

品名

有機塩素系トリクロロイソシアヌール

- 包装状態:50g×6錠×50本
- 包装状態:30g×5kg×3袋
- ③ ゴールドSS900 (99%) 30g錠 単独用 15kg ⑦ ゴールドSS900 (99%) 15錠 合併用 15kg
- 包装状態:30g×10錠×50本
- ④ ゴールドSS900 (99%) 15g錠 単独用 15kg 包装状態: 15g×20錠×50本
- ① ゴールドSS900 (99%) ST錠 単独用 15kg ⑤ ゴールドSS900 (99%) 100g錠 小型合併用 15kg 包装状態: 100g×5錠×30本
- ② ゴールドSS900 (99%) 30g錠 合併用 15kg ⑥ ゴールドSS900 (99%) 150g錠 合併用 15kg 包装状態: 150g×5錠×20本
 - 包装状態: 15g×1.5kg×10袋

得意取扱品=水処理機械・薬品、公害防止機器、化学工業薬品、ブロワ、水中ポンプ、フロート、散気管 換気装置、合併取替装置、ルーツブロワ、水中ブロワ、スクリーン、浄化機能促進剤、高圧洗浄機 配水管清掃機器、DOJPH、MLSS計、採水器、水質検査器、風量計、消泡剤、殺虫プレート、透視時計

株式会社サンケン中部環境研究所

〒443-0104 愛知県蒲郡市形原町三浦17-9 TEL(0533)57-2026/FAX(0533)57-1585 日本環境整備事業 西日本 TEL (06) 6314-3712 / FAX (06) 6363-0756

東京環境整備事業 東日本 TEL (03) 3370-6644 / FAX (03) 3370-4646





全净連NEWS

